

DV防止法改正に向けての要望書

DV防止法が改正されますが、当会としましても種々協議を経て、平成15年5月27日に参議院（共生社会に関する調査会）並びに内閣府男女共同参画局推進課（女性に対する暴力に関する調査会）に要望書を提出致しました。ここにその全文を掲載致します。

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正についての要望書

平成15年5月

日本臨床心理士会

「配偶者等からの暴力に関する調査」（平成15年4月内閣府男女共同参画局発行）によれば、配偶者や恋人から身体的な暴力を受けたことのある人が一割強、という結果が出ており、当会としても強く関心を持ってまいりました。

法改正に向けて、被害者支援の充実を願い、以下の内容を要望いたします。

[被害者に関する要望]

法律が対象とする者を、元夫と恋人を対象に含めるために、「配偶者」に限定せず、「配偶者等」とする。

「DV」とは、本来、夫(妻)やパートナーなど親密な関係にある異性から加えられる暴力問題であるため、加害者は元夫(元妻)・恋人なども含めるべきである。

国籍・在留資格を問わず、DV法の適用になることを明記する。

暴力の被害の対象になるのは、日本人に限らず、外国籍の場合も多いという実状がある。

暴力の定義に、精神的暴力、性的暴力を加え、「心身に及ぼす暴力」とする。

DVにおける暴力の問題は、身体的な暴力だけでなく、暴言・罵詈雑言などの精神的な暴力や性行為の強要などによる性的な暴力も存在し、被害者の心身に重大な影響を引き起こすものであるから、身体的な暴力に限定するのは不十分である。

配偶者等暴力相談支援センターの機能について、被害者の心身の健康を回復させるための心理学的な指導ではなく「心理学的な支援」とする。

被害者は、指導を必要とする対象ではなく、主体的な生活を営んで行くための支援を受け取る者であり、心理支援を業務とするものは、必要とされたときに、必要とされる心理学的な支援を行う。

保護命令の接近禁止の期間を年単位に定めることができるようにし、現行より長くする。退去命令の期間も月単位に定めることができるようにし、現行より長くする。

被害者が、加害者から離れていられることが保証される期間は、退去命令(主に同居

の場合)で2週間であるが、これではあまりにも短く、自立した生活の準備は十分にはできない。また別居した場合に利用できる「接近禁止」は6か月であるが、この期間も再び相手が現れるのではないかという恐怖は消えず、さらに長い期間の安全の保証が必要である。

保護命令の申立てを、再度求めるのではなく、簡略化した手続きで、延長ができるようにする。

保護命令は再度申立てをしても、手続きをしている間は、保護命令の効力がない期間が存在し、被害者が心身の危険に晒される場合がある。

区市町村に配偶者等暴力相談支援センターを設置する。

内閣府の統計によると、国民の十人に一人はDVの被害を受けているとのことで、都道府県の対応だけでは数的に対応が不十分となる。区市町村に配偶者等暴力相談支援センターを設置する必要がある。

都道府県および区市町村の配偶者等暴力相談支援センターおよび福祉事務所に心理カウンセラーの必置を明記し、相談に於ける心理学的な支援の充実を図る。

DV被害者への心理的支援は重要であり、効果的なカウンセリングを行うために、専門的な訓練を受けたカウンセラーが必要である。特に、被害者への二次被害防止のために、DVに関わる職員に対する研修が必要である。

自立支援のためのカウンセリングが、公的機関によって無料で受けられるようにする。

DV被害者が、自立した生活を営むためには、経済的なゆとりがあるとは限らないため、無料でカウンセリングが受けられる公的な機関が必要である。

[加害者に関する要望]

加害者の責任と再教育を受ける義務を明確化する。

現行法では、加害者が保護命令に違反した場合にのみ刑事罰が処せられるが、DV防止法にはDV行為そのものに対する処罰規定がなく加害者の責任は問われていない。加害者の責任を法律上明確にし、再び被害を生じさせないために更生を促すことが必要である。

生涯にわたる暴力防止のために、長期的な視野に立って、脱暴力学習プログラムなど若年層からの予防教育の取り組みを早急に進める。

暴力防止のための教育は、幼児期・学童期・思春期・青年期それぞれに於いて、年齢に応じた対人関係のスキル学習として取り組まれるべきであり、若年層へのこういった取り組みが、大人になってからのDV問題の発生の予防になる。

[被害者の子どもたちに関する要望]

保護命令の対象に「子どもその他の親族」も含めることとする。

加害者である親と離れて暮らしている場合に、加害者である親が子どもに会おうとしたり、子どもを取り返すために拉致しようとするのが現実にはある。加害者に強い恐怖感や不安感を抱いていても、現行の DV 法では、子どもには接近禁止の保護命令が使えない。子どもたちにとって、恐怖の対象である親の出現は、時に精神的に重大な被害をもたらすこともあり得る。

DV 被害下にある家庭、あるいは DV 被害の影響下に育った子どもが、無料でカウンセリングを受けられる公的機関を整備することを明記する。

現行の法律では、DV を目撃して育った子ども、親への暴力に利用された子どもなど、DV 問題による子どもの被害に対しての支援の場がなく、また児童虐待防止法の保護や支援の対象として定義されてもならず、親子で相談できる場がない。

以上、よろしく御検討のほど、お願い申し上げます。